

地域自治組織の多様な支え手づくり支援業務等委託募集要領

1 業務概要

本委託業務は、次の2つの業務により構成する。2つの業務は、持続可能な地域自治の実現を目指し、多様な主体に対し地域活動への参画を促す方策等を検討するため、地域自治組織や企業のニーズ、課題や取組の調査・取材等を行うものであり、一体的に行うことで、業務の成果の拡大、円滑な実施等を図ることが可能であることから、一括して募集するものである。

業務名	業務内容等
地域自治組織の多様な支え手づくり支援業務	業務内容 「地域自治組織の多様な支え手づくり支援業務仕様書」 契約期間 契約締結日から令和7年2月28日（金）まで 委託上限額 2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
協働のまちづくりプレイヤーハンドブック制作支援業務	業務内容 「協働のまちづくりプレイヤーハンドブック制作支援業務仕様書」 契約期間 契約締結日から令和7年2月28日（金）まで 委託上限額 1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本業務に関するプロポーザル参加者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、廿日市市の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

- (6) 代表者及び役員に破産者及び禁固刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 事業者及びその代表者が直近1年間の所得税、法人税、市町村税を滞納していないこと。
- (8) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準じる者でないこと。

3 プロポーザルによる選定スケジュール

	項目	期間または期限
1	募集の開始	令和6年3月29日（金）
2	参加表明書提出締切	令和6年4月11日（木）午後5時
3	質問票提出締切	令和6年4月11日（木）午後5時
4	参加要件適格通知	令和6年4月15日（月）
5	質問への回答	令和6年4月18日（木）まで
6	提案書提出締切	令和6年4月25日（木）午後5時
7	審査（プレゼンテーション）	令和6年5月14日（火）
8	結果通知	令和6年5月15日（水）以降
9	契約手続き	結果通知以降

4 応募及び各手続きの窓口

廿日市市地域振興部地域振興課

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号

電話：0829-30-9137

電子メール：chiikishinko@city.hatsukaichi.lg.jp

5 募集要領等の配布

(1) 配布期間

令和6年3月29日（金）から令和6年4月11日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「土日祝日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間とする。

(2) 配布方法

市の公式サイトに掲載するほか、上記4の窓口において配布

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/17/108329.html>

6 参加表明書の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各1部提出すること。

	提出書類	様式
1	プロポーザル参加表明書	様式1
2	会社概要 ・既存のパンフレット、公式サイトの情報など	—
3	財務諸表類※ ・法人…直前1年の事業年度についての「貸借対照表」、「損益計算表」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」 ・個人…直前1年の事業年度についての「貸借対照表」及び「損益計算書」 ・入札参加資格に係る審査を申請する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とする。	—
4	廿日市市発行の滞納がない証明書※ ・申請日から3か月前までの日以降に発行されたもの。 ・市税（延滞金を含む。）について、滞納がないことを証明したもの。 ・廿日市市役所1階税制収納課又は各支所で発行しています。 ・廿日市市に納税義務がある方のみ提出してください。従業員が廿日市市内に居住していて、特別徴収により住民税を納付している場合も含まれます。	—
5	消費税及び地方消費税の納税証明書※ ・申請日から3か月前までの日以降に発行されたもの。 ・未納の税額がないことを証明したもの。 ・課税されていない場合も提出してください。 ・法人…本店所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税通則法施行規則」という。）別紙第9号その3、又はその3の3による納税証明書 ・個人…本人所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則別紙第9号その3、又はその3の2による納税証明書	—

※印のついている書類は、廿日市市入札参加資格者名簿に登録されている場合は提出不要です。

(2) 提出期限

令和6年4月11日（木）午後5時（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送により、上記4の窓口に提出すること。

(4) 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式3）を速やかに持参又は郵送により、上記4の窓口に提出すること。

なお、参加表明書提出後に参加を辞退した場合、指名除外などの不利益な扱いをするものではない。

(5) 複数の事業者が連携する場合

参加表明書（様式1）は、参加を希望する主たる事業者が提出するものとし、合わせて連携事業者（従たる事業者）についても必要事項を記載すること。

※主たる事業者が連携事業者に対し業務の全部を再委託することは認めない。

(6) 参加資格の取り消し

提出された書類の虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。

7 募集要領等に関する質問の受付及び回答

募集要領等に関する質問は、次のとおり受付及び回答を行う。

なお、受付期限を過ぎて提出された質問については、いかなる理由があっても回答しない。

(1) 受付期限

令和6年4月11日（木）午後5時（必着）

(2) 質問方法

質問票（様式2）を4の窓口まで電子メールで提出すること。

また、件名を「**地域自治組織の多様な支え手づくり支援業務等に関する質問**」とし、送信後に必ず窓口に対し着信の確認を電話で行うこと。

(3) 回答日

令和6年4月18日（木）までに回答

(4) 回答方法

参加表明者（辞退者を除く。）全員に対し、参加表明書に記載された連絡先に電子メールにて回答する。ただし、質問又は回答内容が、質問者の具体的提案内容等に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

8 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

なお、提案の数は、1者につき1提案に限るものとする。

(1) 提出期限

令和6年4月25日（木）午後5時（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送により、4の窓口提出すること。

(3) 提出書類

「**地域自治組織の多様な支え手づくり支援業務等企画提案書作成要領**」による書類

(4) 提案の取下げ等

ア 提出書類の再提出

企画提案書の再提出は上記(1)の期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

イ 提案を取り下げる場合

提案を取り下げる場合は、プロポーザル参加辞退届(様式3)を速やかに持参又は郵送により、4の窓口提出すること。企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合も同様とする。

(5) 提出書類の取扱い

ア 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

イ 提出書類は、再提出があった場合を除き、参加辞退届が提出された場合であっても、返却しない。

ウ 提出書類は、本プロポーザルの審査以外の目的で使用しない。

エ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(6) 費用の負担

本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(7) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、プロポーザルに関する条件を違反した提案

9 業務予定者の選定方法等に関する事項

(1) 選定方法

別表1「**地域自治組織の多様な支え手づくり支援業務等委託事業者選定審査基準**」に基づき審査を行い、最も優れた提案として評価した者を、随意契約の相手方となる「業務予定者」として選定する。

(2) 審査機関

審査は「**地域自治組織の多様な支え手づくり支援業務等委託事業者選定委員会**」(以下「選定委員会」という。)において行う。

(3) 審査方法

- ア プレゼンテーションは、25分以内とし、その後、質疑応答を20分程度行う。
- イ 参加人数は、1事業者当たり、3名までとする。
- ウ 審査は、企画提案書に基づきプレゼンテーションを行って評価する。その際、資料の持ち込みは不可とする。
- エ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を業務予定者として選定する。
- また、最高点の者が複数いる場合で、価格提案書の金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を業務予定者として選定する。
- オ エにかかわらず、総合点が60点未満の場合は、業務予定者として選定しない。

(4) 審査実施日（予定）

令和6年5月14日（火）

※審査に当たっては、事前に提案内容の確認を行うことがある。

※実施日時及び実施場所は、別途通知する。

(5) 審査結果の通知等

審査結果は、その結果にかかわらず、令和6年5月15日（水）以降に電子メールで通知する。

また、審査結果の公表に当たっては、業務予定者及び次順位の事業者名及び応募のあった全ての事業者名を公表する。

(6) 選定委員会及び審査に関する内容への問い合わせ等

選定委員会は非公開とし、審査経過等審査に関する問い合わせ及び結果に対する異議は一切受け付けない。

(7) その他

選定された業務予定者が辞退又はこの公募要領の規定に違反した等の理由により、業務を委託できなくなった場合は、次順位の事業者を業務予定者とする。

10 契約

(1) 契約の締結

契約の締結は各業務毎に実施する。選定委員会の審査の結果、「業務予定者」に選定された事業者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、市の契約担当者が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、協議が整わない場合にあつては、次順位の者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める業務委託契約書のほか、廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）

及び廿日市市会計規則（昭和63年規則第13号）の定めるところによる。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除する。

11 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 その他

本件に係る情報公開請求があった場合には、廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づき、参加者の承諾を得ずに提出書類を公開することがあるが、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第7条第3号の規定により非公開とできる場合がある。企画提案書において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書（様式6）により、該当部分と公開により正当な利益を害すると認められるに足りる具体的な理由を明示すること。ただし、廿日市市で検討の結果、公開となる場合もある。非公開を希望しない場合でも、その旨を記載し、申立書を提出すること。

(別表1)「地域自治組織の多様な支え手づくり支援業務等委託事業者選定審査基準」

審査項目	審査基準	評価点
1 遂行能力 (20点)	○ 過去に自治組織への支援、協働によるまちづくり、企業支援、若しくは、これに類する業務の実施実績があり、業務遂行能力があるか。	配点10
	○ その他、本業務を遂行するに当たって、特に考慮すべき経験・業務能力があること。	配点10
2 企画提案 (50点)	○ 各仕様書に掲げている本業務全体の趣旨や目的が正しく認識されているか。	配点10
	○ 自治組織を取り巻く現状と課題を的確に捉え、かつ、先進的な取組に対する知見に基づく提案となっているか。	配点10
	○ 現在発行している協働事例集の構成内容や活用方法等に関する現状や課題を的確に把握するとともに、ハンドブックに作り替える意図がくみ取れる提案となっているか。	
	○ 各仕様書の3委託業務内容(1)～(3)について、各業務の目的や業務の内容が十分に理解され、かつ、各業務の求める成果に対して効果的な提案内容となっているか。	配点10×2
	○ 提案された企画実施案に創意工夫や独自性及び具体性があり、誠実かつ丁寧な実施が見込めるか。	配点10
3 実施体制等 (20点)	○ 従事者の経験や能力を含めて、業務実施体制及びスケジュールに妥当性があり、実現可能なものであるか。	配点10×2
4 見積価格 (10点)	○ 10点×最低提案金額/提案金額 ※小数点第1位を四捨五入	配点10
合計点数		100

《評価点の配点基準》

評価	劣る	やや劣る	普通	やや優れている	優れている
点数	1～2	3～4	5	6～8	9～10

※評価点の合計点数が満点の6割に満たない提案については、候補者としません。